

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和60年4月25日、資格喪失日に係る記録を61年8月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月25日から61年8月31日まで

「ねんきん特別便」が届いたので、有限会社Aに勤務した期間について調査を依頼した結果、厚生年金保険の加入歴無しとの回答であった。

しかし、有限会社Aの雇用保険の被保険者資格の取得手続きが行われており、申立期間、同社が経営するレストランの支配人として勤務していたことは明らかであり、給与明細書でも厚生年金保険料が控除されていたことを確認しているので、厚生年金保険への加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間において有限会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立人が、毎月、有限会社Aにより給与から控除されていたと主張する厚生年金保険料の額は、当時の厚生年金保険料とおおむね一致する。

さらに、有限会社Aにおいて、申立人と同じく支配人として勤務していた後任である同僚には、同事業所の厚生年金保険への加入履歴が確認できる上、申立人及び同僚が証言する当時の従業員数（7人から8人くらい。）と社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間の記録が確認できる被保険者数（7人）とがおおむね一致していることから、当時、有限会社Aにおいては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険被保険者資格を取得していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 60 年 4 月から 61 年 7 月までの期間の標準報酬月額については、有限会社 A の後任支配人の標準報酬月額及び申立人が主張する月収額から判断すると、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係る被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から、申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 60 年 4 月から 61 年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 1 月 4 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社 B (以下「B 事業所」という。)における資格取得日に係る記録を 32 年 6 月 1 日に訂正し、同年同月から同年 12 月までの標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 4 日まで

私は、B 事業所で、昭和 32 年 4 月 1 日に面接を受けて採用され、翌日の 4 月 2 日から船積出荷等の作業を行う三交替の勤務に就いた。

私が昭和 32 年 4 月ごろから B 事業所に勤務していたことは、複数の同僚や先輩が証言してくれるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和 33 年 1 月 4 日となっており、勤務の実態に合っていないし納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B 事業所に勤務していたことは、申立内容及び複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から 2 か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和 32 年 6 月 1 日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわ

れる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、取得月の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年6月1日から33年1月4日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の取得日を昭和32年6月1日とすべきところ33年1月4日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年6月から同年12月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から45年9月まで

私は、20歳になった時に母に勧められ、母と共にA市B出張所に行き、国民年金の加入手続をした。

昭和44年12月から45年9月までの期間について、A市B出張所で国民年金保険料を間違いなく納付していた。将来に備えて苦勞して納付したのに、役所の記録が未納となっていることが納得できない。

再度徹底して調査を行い、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料納付検認明細書によると、申立人は昭和45年10月22日に国民年金に任意加入し、同日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付した事情も見当たらないことから、国民年金の未加入期間である申立期間の国民年金保険料を納付したとは認め難い。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳の検認印の日付等は、上記国民年金保険料納付検認明細書の記録と一致していることが確認できる上、申立人は申立期間の国民年金保険料について、A市B出張所で納付したと申し立てているが、当該国民年金保険料納付検認明細書によると、申立期間後の昭和45年10月から同年12月までの国民年金保険料は、納付組織において

納付され、46 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料は、同年 2 月 19 日に同出張所において納付されたことが確認できることから、申立人の記憶は当該期間の国民年金保険料を納付した記憶との錯誤である可能性を否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 31 日から 45 年 10 月 31 日まで

私は、昭和 42 年 4 月に父親が経営する有限会社Aに入社した。入社後、しばらくして社名が有限会社Aから有限会社Bへ変わったのを覚えている。

その後、昭和 43 年 8 月末に一度有限会社Bを退職し、別の会社へ就職したが、親族の要請で申立期間は再び同社において勤務した。同社はブロック及びコンクリート製品の製造、販売及び付随する請負工事を業としており、私は2トントラックでコンクリート製品を運搬していた。毎日過酷な労働で給与明細書を確認する余裕がなかったが、厚生年金保険料は当然給与から控除されていたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚は、「私が有限会社Bに入社した昭和 43 年 8 月には、申立人は同社において勤務していた。」と証言していること、及び社会保険事務所の記録から、申立人が昭和 43 年 8 月以前に有限会社Bにおいて勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該同僚の申立人の勤務期間に関する記憶は曖昧であり、そのほかの同僚からも申立人の同社における勤務期間に関する明確な証言は得られなかったことから、申立期間において申立人が同社に勤務していたとは推認できない。

また、有限会社Bは平成 8 年 6 月 1 日に解散しており、申立期間当時の事情を知る事業主（申立人の父親）及び経理担当者は既に亡くなっていることから、申立てに係る事実を確認することができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社Bに係る健康保険厚生年金保

険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険の加入記録は、昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 8 月 31 日までの期間の記録しか確認できず、健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、複数の同僚の証言及び社会保険事務所の記録から、申立人と同職種同僚には厚生年金保険の加入記録の無い者が複数いることが確認できることから、申立期間当時、事業主は、すべての従業員について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から25年2月2日まで
中学を卒業後に就職したA社（現在は、株式会社B）での厚生年金保険加入記録を確認したところ、資格取得日が昭和25年2月2日であった。
しかし、同僚で近所に住むC氏と同時期に入社したのを覚えており、申立期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は昭和23年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が25年2月2日から同年3月26日まで同社に勤務していたことは確認できるが、当時の事業主等は既に他界しており、株式会社Bには当時の関係資料は保管されていないため、申立人の申立期間における勤務状況等について確認することができない。

また、申立人の記憶している同僚のC氏は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年6月1日に被保険者資格を取得し、申立人と同じ25年3月26日に被保険者資格を喪失しているが、「申立人と入社時期は一緒ではなく、申立人は自分より後に入社したと思う。自分は3年か4年くらい勤務していたが、申立人がいつからいつまで勤務していたかは分からない。」と述べており、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、申立人に当該事業所での勤務期間及び厚生年金保険料控除についての明確な記憶は無く、申立人はC氏以外に同僚の名前を記憶していない上、社会保険事務所の記録において申立期間当時に加入記録が確認できる者のうち、2名からは事情を聴取できたものの、申立人の勤務期間や当時の厚生年

金保険の加入状況についての証言は得られず、申立人と同日に被保険者資格を取得している5名は既に他界し、このほかの者についても所在不明か既に他界しているなど、ほかに証言を得られる者がいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 5 月まで

A株式会社には職業安定所の紹介で、「社会保険、雇用保険有り」とあったので入社した。

今までの勤務先は全て正社員で社会保険があったのに、A株式会社だけ社会保険が無かったことに納得できない。雇用保険にも加入していた。社会保険事務所で2回調査してもらったが、厚生年金保険に加入していないことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の社会保険事務を行っていた社会保険労務士事務所に保存されていた、申立期間当時の申立人の給与明細書の一部（昭和 62 年 11 月及び同年 12 月分並びに同年 12 月賞与分）によると、いずれの給与明細書からも社会保険料は控除されていなかったことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた同僚（昭和 54 年 5 月から平成元年 4 月まで勤務）は、「私より後に入社した 2 名（昭和 56 年、59 年に入社）の女性は正社員であったが、その後入社した女性は申立人を含め全員パートであった。」と供述している。

さらに、当該社会保険労務士事務所によると、同事務所の保管するA株式会社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」の控えには、申立人の名前は無かったとしている。

加えて、申立人の申立期間の雇用保険の加入記録は無く、A株式会社に係る社会保険庁のオンライン記録に申立人の加入記録は無い上、同社の健康保険整理番号は連番で欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 59 年 8 月から 60 年 4 月まで

私は、株式会社Aで、昭和 55 年 7 月から 60 年 4 月まで社員として途中で退社することもなく勤務していた。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①、②について厚生年金保険に加入した事実はない旨の回答を得た。

この間は間違いなく同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録によると、申立人は当該期間において雇用保険の被保険者となっておらず、株式会社Aが保管している雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）によれば、昭和 57 年 7 月 30 日離職と記録され、同月 31 日付けで当該証明書が交付されていることが確認できる。

また、株式会社Aは、「申立期間について、申立人を雇用していない。したがって、給与も支給しておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、当時の事業主の長男は、「申立人は、お産の都合で休みたいとの希望があり、申立期間については雇用関係を打ち切り、雇用保険被保険者離職証明手続を行うとともに、厚生年金保険の喪失手続を行い、健康保険証も返してもらった。当該期間は給与支給も保険料控除もしていない。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する株式会社Aにおける、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、健康保険証を返納している記録

が確認できる。

申立期間②については、雇用保険の記録によると、申立人は当該期間において雇用保険の被保険者となっておらず、「昭和 58 年 1 月 5 日加入、昭和 59 年 7 月 30 日離職」となっており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

また、株式会社Aは、「申立期間について、申立人を雇用していない。したがって、給与も支給しておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aにおける、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、申立人は昭和 59 年 8 月 3 日付けで、夫の被扶養者に認定されている上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、健康保険証を返納している記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間にA郵便局において臨時補充員として勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所であるA郵便局から提供のあった在職証明書により、申立人が昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 11 月 30 日までの期間及び同年 12 月 4 日から 47 年 6 月 3 日までの期間に臨時補充員として勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたとするA郵便局は、昭和 47 年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間である。

また、A郵便局が適用事業所となる以前に、臨時補充員として勤務したとする複数の同僚は、申立人と同様に当該期間が厚生年金保険の被保険者期間でなかったことが確認できる。

さらに、申立期間と重なる期間に臨時補充員として勤務したとする同僚は、再度、昭和 47 年 4 月 1 日から臨時補充員として勤務しているが、当該期間にあつては、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者としての資格を有しており、A郵便局は、適用事業所としての届出と同時に申立人及び当該同僚の厚生年金保険の資格取得の手続を行ったと考えられる。

加えて、申立人には、申立期間において事業主から厚生年金保険料を控除されていたという明確な記憶が無い上、同僚等からも厚生年金保険料の控除につながる証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。